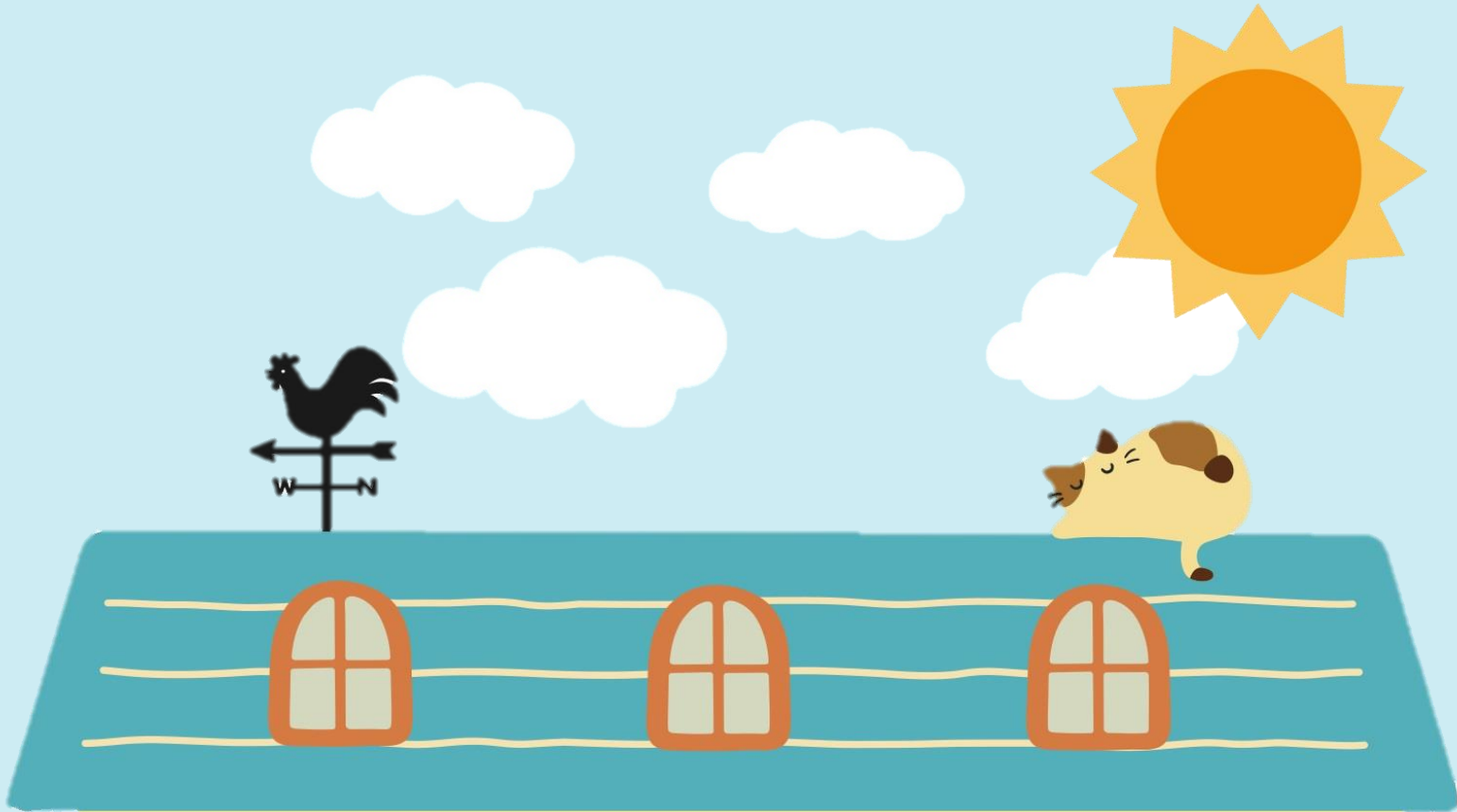
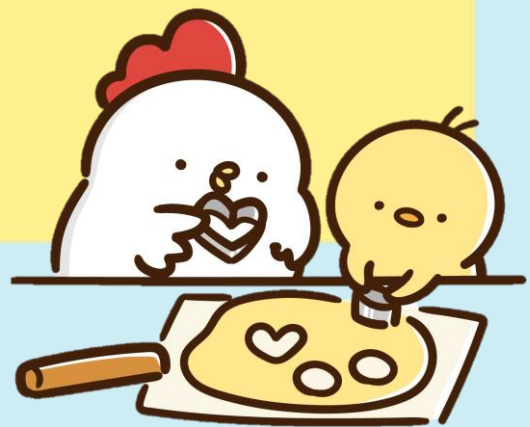




令和7年度 厚岸町 保育所入所のしおり



【お問い合わせ先】

保健福祉課子育て施策推進係

〒088-1119

厚岸町住の江1丁目2番地

保健福祉総合センターあみか21

[TEL:0153-53-3333](tel:0153-53-3333)

(令和6年12月発行)

目 次

1. 保育所について	1
2. 保育の必要性の認定について	1
(1) 必要性の認定（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定） . . .	1
(2) 保育を必要とする事由及び保育の必要性の認定期間	2
(3) 保育の必要な時間に応じた区分	2
3. 入所の手続き	3
(1) 入所申込みに必要な提出書類	3
(2) 申込書類の記載方法について	4
(3) 令和7年度入所に係る申込書の提出期間	6
(4) 入所者の利用調整	7
(5) 利用者負担額	10
4. 厚岸町の保育	10
5. 保育所の一日	11
6. 保育所年間行事	12
7. その他	13
(1) ならし保育	13
(2) 延長保育	13
(3) 休所日	13
(4) 保育所への送迎	13
(5) 健康	14
(6) 食事	14
(7) 保険	15
(8) 退所	15
(9) 子育て支援	15
(10) 特別保育事業	15
(11) 保育所で必要な持ちもの	16
(12) よくある質問	17
(13) 厚岸町の保育所	18

1. 保育所について

保育所は、保護者の就労や疾病などの理由により、家庭で十分保育することができない児童を保護者に代わり、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所の利用にあたっては、保護者が厚岸町に申請し、保育の必要性がある事由に該当すると認められた場合に利用できることになります。

なお、利用する保育所については、申請者の希望や保育所の空き状況などに基づき、厚岸町が利用調整を行います。

2. 保育の必要性の認定について

(1) 必要性の認定(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定)

保育を必要とする事由に該当し、保育所を利用するにあたり、保育の必要性の認定を受けることになります。認定の区分は「満3歳以上」が「2号認定」、「満3歳未満」が「3号認定」になります。認定審査後に該当する支給認定証を送付します（支給認定証が届いても、保育所の入所が決定したわけではありません。入所の決定は保育所入所承諾書によりお知らせします。）

(2) 保育を必要とする事由及び保育の必要性の認定期間

保育所へ入所できる児童の要件は、保護者が次の(1)～(10)のいずれかに該当し、児童の保育ができない場合です。なお、児童の心身に障がいがある場合や言語の発達の遅れ等により、集団の保育になじまないことが考えられる場合は、申込み時にお申し出ください。

(1)就労	1月において、48時間以上就労していること
(2)妊娠・出産	母親が妊娠中か出産後間がなく、その児童の保育ができない場合 ※出産予定日の8週間前から、出産日の8週後の月の月末まで
(3)疾病・障がい	保護者が疾病・負傷又は障がい（精神・身体）状態にあり保育が出来ない場合 ※子育て施策推進係までお問合せください
(4)同居親族の介護	児童の家庭に同居している親族の介護又は看護を常に保護者がしている場合（長期間入院等をしている親族を含む） ※子育て施策推進係までお問合せください
(5)家庭の災害復旧	震災・風水害・火災、その他の災害の復旧にあたっている場合 ※子育て施策推進係までお問合せください
(6)求職活動	保護者が求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている場合 ※効力発生日から年度内90日を限度とする
(7)就学・職業訓練	保護者の進学や、就労に必要な免許や資格取得のために職業訓練を受けている場合 ※効力発生日から卒業・修了予定日の属する月の月末まで
(8)児童虐待・DV	児童虐待が行われている又は再発の恐れがある場合 配偶者からのDVにより児童の保育が困難な場合
(9)育児休業	育児休業時に、既に入所している児童の継続利用が必要な場合 ※育児休業時の終了まで
(10)その他	上記に類するものと町長が認めた場合 ※窓口でご相談ください

※保育所に入所した後も、上記の要件に該当しなくなった場合や、無断で1ヶ月以上休んでいる場合は退所となります。

※保育所に入所できるのは、4月1日時点で1歳以上になっている児童です。0歳児保育を行っている保育所では、生後8週を経過した乳児から入所が可能です。

(3) 保育の必要な時間に応じた区分

2号認定、3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じ、「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されますが、厚岸町では開所時間により、全員が「保育短時間」認定を受けることになります。

3.入所の手続き

(1) 入所申込みに必要な提出書類

種 類	提 出 書 類	説 明
申 込 書 類	施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書	◇入所を希望する児童一人につき1枚ずつが必要です。
	保育所入所申込書	
	児童の健康調査票	◇児童に食物アレルギーがある場合は、「食物アレルギーに関する面談票（保護者記入）」と「保育所におけるアレルギー疾患生活指導表（医療機関記入）」を併せて提出してください。
保育できないことを証明する書類 (保育を必要とする事由により提出書類が異なります。)	就労証明書	◇就労している場合は職場から証明を受けてください。(自営業の場合は、代表者が記載してください。)
	就労希望等申立書	◇求職活動中の場合に必要です。
	母子手帳の写し	◇保護者が妊娠・出産のため入所される場合に必要です。 ◇表紙と分娩予定日の記載ページが必要です。
	診断書・身障手帳の写し 介護認定証の写し	◇保護者の疾病又は心身の障がい、親族の介護等のため保育できない場合に必要です。 ※診断書は保育できない理由とその期間等が記載されている診断書が必要です。
【注意】公平性を確保するため「申込書類」及び全員分の「保育できないことを証明する書類」が <u>全て揃っていない場合は受付できません</u> ので、期限に余裕をもって準備をお願いします。		

※その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。



(2) 申込書類の記載方法について

①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書の記載方法

記載事項	記載上の注意事項
(1) 申請に係る小学校就学前子ども	◇ 児童の氏名・生年月日・性別・続柄・障がい者手帳の有無・児童のマイナンバーを記入してください。
(2) 保護者	◇ 氏名・生年月日・住所・電話番号・連絡先等を記入してください。 ※保護者名については、生計中心者の名前で記入してください。
(3) 世帯状況 (申請に係る小学校就学前子ども以外の世帯員)	◇ 児童と住民票上同一世帯の方は、全員記入してください。 ◇ 住民票が別世帯であっても児童と生計が一緒である方は記入してください。 ◇ 続柄は、児童から見た続柄です。 ◇ 勤務先・学校等は、勤務している方は会社名、小中学校等の学生等は学校名、保育所や幼稚園は施設名とします。 ◇ 前年度分の市町村民税課税の有無は分かなければ空欄で提出してください。
(4) 生活保護の適用の有無	◇ 現在、生活保護を受けている世帯は「適用あり」を、それ以外の世帯は「適用なし」を丸で囲んでください。
(5) 利用を希望する期間希望する施設(事業者)名	◇ 入所理由で期限を制限されない限り、入所希望する日から小学校就学前までの3月末日までです。
(6) 保育の利用を必要とする理由等	◇ 児童からみた続柄を記入の上、当てはまる箇所にレ印を付してください。具体的な状況についても記入をお願いします。 ◇ 家庭の状況については、当てはまるものにレ印を付してください。 ◇ 利用曜日、利用時間についても記入をお願いします。
(7) 税情報等の提供にあたっての署名欄	◇ 保護者署名欄となっていますが、記名押印に変えることができます。

②保育所入所申込書の記載方法

記載事項	記載上の注意事項
(1) 保護者	◇ 保護者の住所・氏名・電話番号等を記入してください。 ※保護者名については、生計中心者の名前で記入してください。
(2) 入所児童	◇ 児童の、氏名・生年月日・年齢・性別を記入してください。 ◇ 年齢は、児童の保育の開始を希望する月の初日の満年齢です。
(3) 入所児童を除く家庭状況	◇ 児童と住民票上同一世帯の方は、全員記入してください。 ◇ 住民票が別世帯であっても児童と生計が一緒である方は記入してください。 ◇ 続柄は、児童から見た続柄です。 ◇ 勤務先・学校等は、勤務している方は会社名、小中学校等の学生等は学校名、保育所や幼稚園は施設名とします。 ◇ 入所希望理由は、申込書表面の下にある「【*1】入所を希望する理由」より該当する項目を1つ選び、その番号を記入してください。 (学生や未就学児を除く) なお、「7」を選んだ方は、その理由をカッコの中に記入してください。 (例：求職中・職業訓練中等)
(4) 生活保護の状況	◇ 現在、生活保護を受けている世帯は「適用あり」に、それ以外の世帯は「適用なし」にレ印を付してください。
(5) 入所希望の保育所とその理由	◇ 入所を希望する順番に、希望する保育所名を記入してください。 ◇ 選択理由は、申込書表面の下にある「【*2】その保育所を希望する理由」より該当する項目を1つ選び、その番号を記入してください。 なお、「7」を選んだ方は、その理由をカッコの中に記入してください。
(6) 保育実施希望期間	◇ 入所理由で期限を制限されない限り、入所を希望する日から児童が小学校に入学する年の3月末日までです。
(7) 父母の状況	◇ 父母の状況を、該当する項目にレ印を付してください。
(8) 祖父母の状況	◇ 児童の祖父母の状況を、父方と母方にそれぞれ記入してください。
(9) 税の確認行為	◇ 保護者署名欄となっていますが、記名押印に変えることができます。
(10) 2年以内に町外から厚岸町に転入してきた場合の前住所	◇ <u>令和7年4月～8月入所の方は令和5年1月1日に、令和7年9月～3月入所の方は令和6年1月1日に厚岸町に住民票がない場合は、その時点での住民票上の住所を記入してください。</u>
(11) 健康調査票の確認	◇ 保護者署名欄となっていますが、記名押印に変えることができます。

（３）令和７年度入所に係る申込書の提出期間

① ４月１日に入所を希望される方

第１次申込受付

期 間 令和７年１月１５日（水）から令和７年２月１０日（月）まで

申 込 場 所 保健福祉総合センターあみか２１内 子育て施策推進係

そ の 他 選考結果は、３月上旬に文書でお知らせします。

申込書に記入していない保育所は選考の対象になりません。

第２次申込受付

期 間 令和７年３月３日（月）から令和７年３月１４日（金）まで

選考の結果、１次選考で希望の保育所に入所できなかった場合は、第１次申込受付の書類をもって２次選考の対象としますので、新たに申請を行う必要はありません。

すでに年齢ごとの受入可能人数に達している場合は、入所できませんのでご了承ください。

② 年度途中の入所を希望される方

入所希望月の前月１５日まで（１５日が土日祝日の場合は翌平日）までに入所申込みに必要な書類を提出してください。

(4) 入所者の利用調整

①入所者の選考

保育所の年齢ごとの受け入れ児童数を超える場合は**別途、入所児童の選考基準表により、合計点の高い順に選考を行います。**

第1希望の保育所に入れなかった場合は、第2希望の保育所で選考をしますので、第2希望以降の保育所もお書きください。

②入所者の決定

入所が決まりましたら、次の方法でお知らせします。

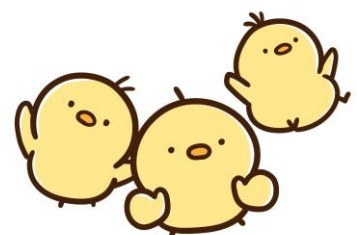
- 4月1日から入所のときは「保育所入所承諾書」を各ご家庭に郵送します。初めて保育所を利用される児童や再入所の児童には、承諾書と一緒に入所式の案内通知等をお送りします。

なお、何らかの理由で保育所の入所を辞退するときは、電話等であみか21内子育て施策推進係まで早急に連絡してください。

- 年度途中で入所のときは「保育所入所承諾書」を郵送します。また、保育所から電話で面接の日程の連絡をいたしますので、調整の上、お時間までに保育所へお子さんと一緒にお越しください。
- 保育所に入所できなかった方には「保育所入所保留通知書」を郵送します。その場合は、年度内で希望保育所に空きが出るまで待機となります。空きがでましたら、子育て施策推進係からご連絡します。

③入所の期間

- 保育所の入所期間は、保育の必要性の認定期間（最大で、小学校へ入学する年の3月末日）までとなります。
- 入所期間中は、毎年度、保育の必要性が継続していることを証明する書類等を提出していただきます。
- 保育の必要性がなくなった場合は、認定を取り消し、保育所を退所していただきます。
- 必要に応じて、提出された就労証明書等の内容について、子育て施策推進係から勤務先等に確認をすることがありますのでご承知ください。



④入所児童の選考基準表

入所児童の選考基準表(表A)				
保育を必要とする事由			基準点数	
1 就労	居宅外就労 (自営含む)	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている		100
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている		90
		月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている		70
		月16日以上かつ週32時間以上又は週4日以上かつ日8時間以上働いている		90
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている		80
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている		60
		月12日以上かつ週12時間以上又は週3日以上かつ日4時間以上働いている		40
	居宅内就労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている		90
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている		80
		月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている		60
		月16日以上かつ週32時間以上又は週4日以上かつ日8時間以上働いている		80
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている		70
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている		50
		月12日以上かつ週12時間以上又は週3日以上かつ日4時間以上働いている		30
	居宅内就労 (内職)	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている		50
		月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている		30
		月16日以上かつ週32時間以上又は週4日以上かつ日8時間以上働いている		25
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている		20
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている		15
		月12日以上かつ週12時間以上又は週3日以上かつ日4時間以上働いている		10
2 妊娠・出産		切迫流産など緊急の場合	100	
		通常	70	
3 疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	1ヶ月以上の入院	100	
		1ヶ月以上の自宅療養で常時臥床の場合	100	
		上記以外	70	
		週4日以上通院が必要な場合	70	
		平均して週3日以上通院が必要な場合	50	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級該当、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	100	
	身体障害者手帳3級、聴覚障害4級該当、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	80		
4 同居親族の介護、看護	臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ日8時間以上保育が困難な場合		90	
	臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ日6時間以上保育が困難な場合		80	
	臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ日6時間以上保育が困難な場合		60	
	臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ日4時間以上保育が困難な場合		40	
	臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週3日以上かつ日4時間以上保育が困難な場合		15	
5 震災等の災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に2週間以上当たっている場合(自宅罹災に係るもの)		100	
	震災、風水害、火災その他の災害復旧に2週間以上当たっている場合(自宅以外の罹災に係るもの)		70	
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的にしている場合		10	
7 就学・職業訓練	学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週5日以上かつ日6時間以上就学している場合		80	
	学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週4日以上かつ日4時間以上就学している場合		50	
	学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週3日以上かつ日4時間以上就学している場合		10	
8 虐待、DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合		100	
9 その他	上記1～8に類するものとして町長が認める事由に該当する場合		各項目を 準用	

入所児童の選考基準表(表B)		
世帯の状況等		調整点数
ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	10
単身赴任家庭	保護者のどちらかが単身赴任等で同居しない場合	5
兄弟姉妹入所	希望する保育所等に兄弟姉妹が通っている場合又は兄弟姉妹が同時に保育の利用を開始する場合	5
療育児童	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	10
親の就労支援	育児休業と保育の多様な選択を支える切れ目のない支援として、配慮が必要であると認められる乳児の場合	5
生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合	5
生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
多子世帯	児童が第3子以降である場合	5
保育士資格等保有者	保育士資格等保有者が厚岸町内に所在する保育施設等（認可保育所等）の保育業務に従事する場合又は厚岸町が実施する放課後児童健全育成事業に従事する場合	10
夜間就労等	保育を利用する時間帯以外の時間に就労している場合	-25
祖父母の状況	65歳未満の就労していない祖父母と同居している場合	-5

表 A	表 B	合計点

○基本点について

表A 1～9のうち、該当するひとつを選択します。

複数該当する場合は、点数の高い事由を選択します。

父または母の基本点の低い方を当該世帯の基本点とします。

○補正点について

表Bのうち、該当するすべてを選択します。

○入所の優先順位について

基本点と補正点の合計点が高い順に入所調整を行い、同点の場合は表Cにより優先度を判断します。

同点の場合の優先度（表C）

①就労時間
（就労要件の場合のみ）

②基本点の高い順

③階層区分の低い世帯

④世帯の状況から総合的に判断

（５）利用者負担額

令和元年１０月１日から開始された幼児教育・保育の無償化（以下、無償化）と、町の独自施策により、保育料及び給食費は無料となっています。

①保育料

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ● 3歳児クラス～5歳児クラス | 無料（無償化） |
| ● 0歳児クラス～2歳児クラスの町民税非課税世帯 | 無料（無償化） |
| ● 0歳児クラス～2歳児クラスの町民税課税世帯 | 無料（町独自施策） |

②給食費

- | | |
|---|---------------|
| ● 3歳児クラス～5歳児クラスの副食費
（おかずのみ。ご飯はこれまでどおり持参） | 無料（無償化、町独自施策） |
| ● 0歳児クラス～2歳児クラスの主食費・副食費 | 無料（無償化、町独自施策） |

4.厚岸町の保育

（１）厚岸町の保育

厚岸町の保育所では、安全で過ごしやすい環境をつくり、保育士との安心できる関わりの中で、個々の状況に合わせ情緒の安定を図ることを基本に、心身共に豊かな子どもに育つ保育を目指します。

（２）保育の目標

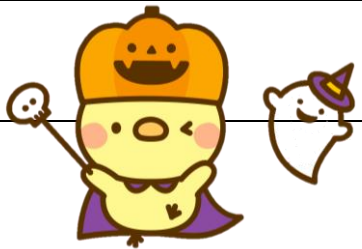
- ① かんじるころ
- ② かかわるたのしさ
- ③ やりぬくきもち

5.保育所の日

時 間	生活のながれ	保 育 内 容	
		こどもの活動	保育士等の活動
7:30	開所 午前延長保 育開始	あずかり保育 自由遊びを楽しむ	子どもの心身状態の視診 遊びへの誘導
8:30	順次登所 自由保育	元気に登所する 自由遊びを楽しむ	子どもの心身状態の視診 家庭からの連絡を受ける 遊びへの誘導
9:30	お片づけ 設定保育	遊具の片づけをする 年齢別保育や混合保育などで 、室内戸外で色々な遊びを楽しむ	子どもたちが意欲的に遊べる保 育環境に配慮する
11:30～ 11:45	昼食	手洗い、食事の準備をする。楽 しく食事をする。食後のうがいをする	昼食の準備 生活習慣の自立を促すための 援助、配慮をする
13:00	お昼寝	お昼寝の準備をする 静かにお昼寝をする	ゆったりと休息に入れるように保 育環境を整える (衣服の着脱の援助、布団の 上げ下ろし)
15:00	起床	排泄、手洗い、服をきる	
15:15	おやつ 自由保育	おやつを食べる。うがいする。 自由遊び	おやつの準備 明日への登所を期待できるよう なお話や遊びをする
16:30	順次降所 自由保育	迎えの順番に降所 自由遊びをしながらお迎えを待 つ	今日の保育の事務処理と明日 の準備
17:00	午後延長保 育開始	あずかり保育	
18:15	午後延長保 育終了 閉所		



6.保育所年間行事

	しんりゅう保育所	あつけし保育所
4月	入所式	入所式
5月	こどもの日会食	こどもの日会食
6月	バス遠足 世代間交流	バス遠足 世代間交流
7月	プール遊び	プール遊び
8月	七夕会食	七夕会食
9月	運動会 お月見会食	運動会 お月見会食
10月	バス遠足	バス遠足
11月	発表会	
12月	世代間交流 クリスマス会	
1月		
2月	節分会	節分会
3月	ひな祭り会 お別れ会 修了式	ひな祭り会 お別れ会 修了式
毎月行う行事（各保育所共通） 誕生会 避難訓練 		保健に関する行事（各保育所共通） 歯科検診（年1回） 内科健診（年2回） 身体測定（月1回、年12回）

7.その他

(1) ならし保育

入所当初は児童にとって身体的・精神的な負担が大きく、疲労しますので、下記のとおりならし保育を行います。

- 入所から最初の3日間～10時頃おやつを食べ、10時半頃降所
- 次の3日間～12時頃に給食を食べ、12時半頃降所

ならし保育の6日間が経過した後、児童の様子を見ながら通常どおりの時間の保育へ切り替えます。また、**ならし保育期間中は延長保育を利用することはできません。**

(2) 延長保育

通常の保育時間は午前8時30分～午後5時まで（土曜日は正午まで）となっておりますが保護者の方の仕事の都合等により、この時間内に児童を送迎できない場合は、延長保育を利用することができます。延長保育の時間は次のとおりです。

- 午前7時30分～午前8時30分まで
- 午後5時～午後6時15分（土曜日は正午～午後0時20分まで）

※延長保育をご希望の方は、入所申込み時に利用申請書を併せて提出してください。年度途中からの利用を希望する場合は、その時点でやむを得ない理由がない限り**利用する3日前（土日含みません。）に申請書を提出してください。**

(3) 休所日

保育所の休所日は日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日と定められており、この日はお休みとなります。

(4) 保育所への送迎

- 児童の送り迎えは保護者が責任をもって行ってください。
- 送り迎えの際は、必ず保育士に声をかけてからお帰りください。
- 登所は午前9時30分までにし、遅れる場合、お休みする場合、早退する場合は、電話等で午前9時30分までに必ず連絡してください。
- あらかじめ約束したお迎えの時間は、守るようにしてください。
- お迎えの人や、時間が変わるときには必ず連絡するようにしてください。

(5) 健康

- 朝食は十分にとり、排便を済ませてから登所させてください。
- 保育所では、身体測定と嘱託医師による健康診断を行います。異常があったときは速やかにご家庭に連絡いたします。
- 病気の時はできるだけ早く病気の様子を保育所にお知らせください。
また、早めに医師の診断を受けられるようお願いいたします。
- 前日及び朝に熱がある場合、また、異常が感じられる場合は、無理をさせないで家庭で休養させて早めに治しましょう。
- ご家庭で毎日、朝と夜にお子さんの検温をし、健康観察をしてください。
- 持病のあるお子さんは、あらかじめ入所のときに保育士にお知らせください。
- 伝染性の病気にかかったときは、医師の許可があるまで休ませてください。
(はしか、みずぼうそう、おたふく風邪、風疹、とびひ、結膜炎、インフルエンザなど)
- 薬の持参は、原則としてお断りしています。医師の指示がある場合はご相談ください。
- 保育所で具合が悪くなったときは、その症状をご家庭に連絡いたします。

(6) 食事

- 保育所では、昼食・おやつを通して食べる楽しさや食べ方を覚えていきます。
- 給食は2歳以下は完全給食ですが、3歳以上は副食（おかず）のみですので、主食(ごはん)を持たせてください。
- 保育所では、給食のほかにおやつが出ます。
- 保育所では、こどもの日、七夕、お月見、クリスマス、節分、ひな祭りなど季節の行事に合わせて全児で会食を楽しみます。毎月、給食献立表を発行いたしますので参考にしてください。
- お子さんのカバンの中の弁当箱、はしなどは、いつも清潔にしてください。

※保育所の給食は、栄養士が栄養計算によって作成した統一献立により、各保育所の給食担当者が調理します。

(7) 保険

保育時間中の負傷や死亡などの災害に備え、町では、損害賠償責任保険に加入しています。

(8) 退所

- 退所時は、必ず退所届をあみか内子育て施策推進係へ提出してください。
- 退所届が提出されないまま1ヶ月全休したときは、翌月から退所したものとして退所手続きを取りますのでご承知ください。

(9) 子育て支援

厚岸町では、子育て中のご家庭のため、下記の場所で相談を受けております。育児や、児童の身体・心の発達に関する悩みなど、相談する方がいないときは、お気軽にお問い合わせください。

- 厚岸町立しんりゅう保育所 （厚岸町宮園3丁目11番地 tel:52-3035）
- 厚岸町立あつけし保育所 （厚岸町奔渡6丁目268番地 tel:52-7254）
- 厚岸町子育て支援センター （厚岸町奔渡2丁目1番地 tel:53-4337）
- 子育て世代包括支援センター（保健福祉総合センター内健康推進係 tel:53-3333）

(10) 特別保育事業

町では、多様な保育のニーズにお応えするため、認可保育所で、次の事業を実施しています。

- 障害児保育事業 心身に障害を有する3歳児以上の児童を集団保育することにより、心身の発達の促進や生活習慣の確立を目的としています。
- 世代間交流事業 児童と地域の高齢者との交流を図ることにより、児童の健全な育成と高齢者の社会参加を支援する事を目的としています。

(11) 保育所で必要な持ちもの

対象	持ちもの	注意事項
全ての児童に共通	上靴	持ちものには必ず名前を書いてください。（とくに、靴下などバラバラになりやすいものは、左右どちらにも名前を書いてください。） <u>持ちものに関する相談は、保育所にお問い合わせください。</u>
	帽子（指定無し）	
	カバン（指定無し）	
	布団（お昼寝用）	
	まくら（お昼寝用）	
	タオルケット(お昼寝用)	
	パジャマ（お昼寝用）	
	着替え一式	
	箱ティッシュ	
	コップ（うがい用）	
	ナイロン袋（着替え用）	
	箱入りナイロン袋	
	タオル（白）	
0歳児	オムツ（必要な人）	
1歳児	おしぼり（しんりゅう保育所）	
2歳児	箸、スプーンなど	
3歳以上	白いご飯	
	箸	

(12) よくある質問

保護者の方から多くいただく質問と、その回答をまとめましたので、参考にしてください。

Q1 申込みをすれば必ず入所できますか？先着順ですか？

A1 **申込み人数が保育所の定員を超えた場合、選考を行うため、入所できないこともあります。期間内に申込んだ方をとりまとめた上で選考を行うので、先着順ではありません。**

Q2 申込み後に世帯状況が変わった場合、連絡する必要がありますか？

A2 **かならずご連絡ください。選考に影響する場合があります。**

Q3 保育所はいくつ希望してもいいのですか？

A3 **いくつ希望しても大丈夫です。第1希望のみしか記入していなかった場合は、他の保育所に空きが出ても、第1希望の保育所に空きが出るまでは連絡・選考をいたしません。**

Q4 育児休業中で、復帰予定は6月です。4月入所の申込みはできますか？

A4 **4月中の入所はできません。復帰する月からの入所となりますので、入所を希望する前月15日までにお申し込みをしてください。ならし保育の期間の取扱いについてはQ5をご覧ください。**

Q5 育児休業中で、復帰予定は6月1日です。6月1日から通常保育が利用できるようにならし保育の期間（9日間）を考えて5月入所の申込みはできますか？

A5 **ならし保育によって通常の就労が困難になる場合に限り、申込みは可能です。ただし、この場合は4月15日（入所希望月の前月の15日）までに申込みをしてください。**

Q6 入所年齢はいつ時点の年齢になりますか？

A6 **4月1日時点の年齢です。例えば4月10日で3歳になる人は1日時点では2歳なので2歳児クラスで入所することになります。**

Q7 就労証明書を就労予定で提出した場合、就労が確定した後にもう一度就労証明書を出す必要がありますか？また、新規申込や更新をする際、就労予定で就労証明書をもらえない場合はどうしたらいいですか？

A7 **就労中である証明が必要なため、就労予定日の月末までに提出する必要があります。また就労証明書をもらえない場合については「就労希望等申立書」を提出する必要があります。**

(13) 厚岸町の保育所

保育所名	住 所	電 話	設置運営	定員	入所数	職 員 の 状 況				備 考
						所長	保育士	調理員	計	
厚岸町立しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	52-3035	厚岸町	120	109	1	16(5)	4(2)	21(7)	()は会計年度任用職員の内数
厚岸町立あつけし保育所	奔渡6丁目268番地	52-7254	厚岸町	75	56	1	8(1)	3(2)	12(3)	〃

(令和6年12月1日現在)

保育所共通事項保育時間 午前8時30分～午後5時00分(土曜日午後0時00分)

延長保育 午前7時30分～午後6時15分(土曜日午後0時20分)

保育所別施設の状況

保育所名	敷地面積 m ²		建 物 の 状 況 m ² (カッコ内は部屋数)						
	総敷地	内遊戯場	乳児室・ほふく室	保 育 室	遊戯室	その他	合 計	建 築 年	構 造
厚岸町立しんりゅう保育所	4,672.5	1,563.6	64.6(1)	357.2(5)	335.0	981.5	1738.3	R2年	鉄筋コンクリート造平屋建
厚岸町立あつけし保育所	6,597.7	—	—	235.0(5)	251.4	227.0	1300.6	R3年	鉄筋コンクリート造平屋建

